

# 政治倫理審査に関する特別委員会

令和 4 年 10 月 28 日 開 会

令和 4 年 10 月 28 日 閉 会

紫 波 町 議 会

## 目

## 次

### 第 1 日 (10月28日)

|                |    |
|----------------|----|
| ○開 会           | 3  |
| ○本日の調査について     | 3  |
| ○審査対象議員からの状況聴取 | 6  |
| ○事実の確認・認定について  | 12 |
| ○閉 会           | 16 |

## 第 2 回 政治倫理審査に関する特別委員会

日 時 令和 4 年 1 0 月 2 8 日（金曜日）午前 1 0 時

場 所 紫波町役場 議場

### 調査事項

- (1) 本日の調査について
- (2) 審査対象議員からの状況聴取
- (3) 事実の確認・認定について
- (4) その他

第 1 日 (10月28日)

出席委員 (14名)

|        |        |
|--------|--------|
| 高橋敬子君  | 北條聡君   |
| 阿部秀一君  | 戸塚美穂君  |
| 佐々木純子君 | 阿部美佳子君 |
| 熊谷育子君  | 根水康博君  |
| 細川久君   | 藤原修一君  |
| 箱崎勝之君  | 北條喜久男君 |
| 細川恵一君  | 藤原恵子君  |

欠席委員 (2名)

|       |        |
|-------|--------|
| 浅沼有朋君 | 及川ひとみ君 |
|-------|--------|

説明のための出席者 (1名)

作山秀一君

事務局職員出席者

|              |              |
|--------------|--------------|
| 議会事務局長 藤原信夫君 | 議会事務局長 石川一子君 |
| 書記 中上博樹君     |              |

開会 午前10時00分

### ◎開会の宣告

○藤原議会事務局長 それでは、ご案内の時間になりましたので、ただいまより第2回政治倫理審査に関する特別委員会のほうを進めさせていただきます。

委員長よりご挨拶いただきます。

○藤原（恵）委員長 おはようございます。

本日は、この政治倫理審査に関する特別委員会は2回目でございますが、紫波町でこの政治倫理に関する特別委員会というのは、今回が初めてでございますが、どうか皆様のしっかり審議が深まるようなご意見をよろしくお願いいたします。

では、開催いたします。

それでは、委員会を進めてまいります。

ただいまの出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

欠席通告の委員は、及川ひとみ委員、浅沼有朋委員でございます。

本日予定している事項は、お手元に配付している次第の事項となります。



### ◎本日の調査について

○藤原（恵）委員長 次第に従いまして、3、調査事項に入ります。

本日の調査についてですが、第1回委員会において協議いたしましたとおり、審査請求書の内容が時系列に、状況についても詳細に記載されていることから、まず審査対象議員から事件当日の行動について聴取を行います。

内容は、審査請求記載の行為について、細分した資料に掲げる項目が事実であるか否かの確認をしていきたいと思っております。

本日は、審査対象議員である作山秀一議員に本委員会に出席を要請しておりますので、議場へ入場していただきます。

委員の皆様は、そのままお待ちください。

○北條（聡）委員 お聞きします。本日の調査について、今、先日の審査請求の内容について

確認するという話でございました。（３）番のところに、事実の確認・認定についてとありますけれども、この認定についてというのはどのような状況になるものなのか、そのところを伺いたいと思います。

○藤原（恵）委員長 本日は、１項目ずつ当事者から確認をさせていただきます。その項目の内容によって、また答弁の内容によって、その事実の確認ができるかできないかということがあると思います。

もし、確認ができないときには、その当事者のそばにいらした方々に、第３回の聴取というかを行い、お伺いしながら進めていかなければならないと思っております。

そうして確認した上で、それを議長に報告するという形になります。

よろしいでしょうか。

○北條（聡）委員 審査請求書に記載されている事項ですと、簡便に書いている部分もあるかと思います。審査請求書の見えない部分も、もしかしたら被害に遭われた方もあると思いますので、その辺は被害者の方の状況も後から聴取するということでよろしいですね。

○藤原（恵）委員長 そうですね、その思いもまたあるかもしれませんが、その辺はもう一度確認させていただきたいと思っております。

○熊谷委員 今の北條聡委員の質問に関連してなんですが、紫波町のほうでは特別委員会というふうに設置しておりますが、ちょっと他の自治体のを見ますと、審査会というのを開いて、そこで調査して審査の結果を出す、そして議長宛てに審査会の報告をするというふうな名前で行っております。

なので、今回の特別委員会というものが、そういった他の自治体に見られるような審査会というふうに捉えていいのかどうか。そして、あとはその審査結果を出して、議長にというふうな流れに行くのか、そこのちょっと確認をしたいと思います。

審査会というふうな形で、同じようなものだというふうに受け取っていいのかどうか確認したいと思います。

○藤原（恵）委員長 審査会という名目ではございませんが、審査特別委員会となつてございます。そして、本日は１２項目に当たって審査していきます。その結果を議長に報告して、議会にかけていただくという形にいきます。

戸塚委員。

○戸塚委員 今日の流れは伺いましたけれども、その中で、例えば私たち委員が対象議員に対して質問することはできるのでしょうか。確認です。

○藤原（恵）委員長 どうしてもという場合は受けます。

根水委員。

○根水委員 私も、今の関連でお伺いしますが、倫理条例の中の7条に調査という項目がありまして、その中に識見を有する者に調査を依頼することができるというふうにあります、これをしなかったのが、今回は調査の終了後に議会運営委員会に諮るということにもなっていますが、この8条の中で調査が行われなかったのが、事実の調査は既に終わっているという捉え方でよろしいですか。

本人が、例えば新聞紙上で、こういうことに対して事実を認めたということで調査をしなかったということでもよろしいのでしょうか。その辺のところをちょっと確認します。調査を行う、識見を有する方をお願いしなかったということなので、調査は特別、調査しなくてもいいという判断でよろしいんですね。

○藤原（恵）委員長 そうですね、まずは本日、本人からお聞きした中で、違いがあった場合には、もう一度この特別委員会を開いて、深くいかにくいけけないと思います。

ただ、議会としてはこの特別委員会で審査した状況を、まず議長に報告して、議会にかけていくという形に、流れとしてはそうなんです、そのほかにさらに調査をしていくということは、議会としてはいいのかなと思ってございます。

○根水委員 今日は、弁明といいますか、調査に対する本人の意向をまず確認することですけれども、これが事実といいますか、確認事項に対してこれは違うというふうになった場合には、やはり調査をしなければ正当な判断はできないというふうに思います。

そういった面からも、もし今日、本人に対する確認事項を12項目上げてございますけれども、その中で異なった本人のご意見があれば、やはりそこは調査をするべきであるというふうにも思いますので、ひとつ考慮をお願いしたいと思います。

○藤原（恵）委員長 同意であります。承りました。

高橋委員。

○高橋委員 被害者の方の苦しさの状況はお察しいたします。

また、作山議員が酒マルシェに参加したのも応援する気持ち、酒産業を盛り立てたい気持ちもあったからだろうと思います。人権を保護する意味でも、全人格否定とならないようご配慮をお願いしたいと思います。

それと、もう1点なんです、このようなトラブルが起きては、酒産業も盛り上がりません、と思われまいますので、何が悪かったのか、今後このようなことが二度と起きないように、改善

すべきは改善する方向で審議をお願いしたいと思います。以上でございます。

○藤原（恵）委員長 ただ、その催しと、それから議員としての倫理に対する発言、行動とはまた違うことになります。

ですから、一旦、議員となった場合には、どんな場、酒の場であろうが何であろうが、しっかりと倫理に則した行動、発言が求められるということを自覚して、行動しなければならないことであると私は捉えます。

あと、よろしいですか。

〔作山秀一議員 入場〕

---

◇

#### ◎審査対象議員からの状況聴取

○藤原（恵）委員長 では、ただいまより令和4年10月7日に行ったとされる行為についてお聞きしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、第1点目でございます。

令和4年10月7日金曜日、紫波酒マルシェに参加したこと、そのことは本当でしょうか。

○作山議員 今般の件に対しては、大変ご迷惑をかけ、申し訳ございません。

ただいま委員長から答弁を求められたことに対しては、間違いがございません。

○藤原（恵）委員長 では、2点目でございます。

当日21時、午後9時頃、会場にいたことは確かですか。

○作山議員 答弁いたします。

私自身は、8時半から9時頃だと記憶はあるんですが、酒を飲んでおりまして、しっかりした時間が分からない状況にあります。以上であります。

○藤原（恵）委員長 では、3点目でございます。

受付をしていた女性Aさんに対し、撤収作業を中断させたことは確かですか。

作山議員。

○作山議員 答弁いたします。

先ほども申し上げましたが、酒を飲んでおりまして、酔って、その方がどなたであるか記憶にございませんので、分からない状況であります。

○藤原（恵）委員長 4点目に入ります。



その女性Aさんに対して、握手を求めたことは確かですか。

作山議員。

○作山議員 答弁いたします。

そのことについても、酔っておりましたので、記憶がない状況にあります。

○藤原（恵）委員長 5点目です。

その女性Aさんに隣に座るよう強制したことは確かですか。

作山議員。

○作山議員 答弁をいたします。

その状況についても、酔っておりましたので、記憶にない状況にあります。

○藤原（恵）委員長 6点目、女性Aさんに自らの手帳を取り出し、議員職に対する責務を語ったことは確かでしょうか。

作山議員。

○作山議員 その点につきましても、酔っておりましたので、記憶にない状況にあります。

○藤原（恵）委員長 7点目です。

手の甲を、その女性Aさんの胸に打ち付け、胸に触れる行為をしたことは確かでしょうか。

作山議員。

○作山議員 答弁いたします。

その点についても、酔っておりましたので、記憶にない状況にあります。

○藤原（恵）委員長 8点目、胸に触れる行為を何度も繰り返したこと、これについて。

作山議員。

○作山議員 答弁いたします。

やはり酒に酔っておりましたので、記憶にはございません。

○藤原（恵）委員長 9点目、そばにいた別の女性Bさんに、両手を抑えられたことは確かですか。

作山議員。

○作山議員 先ほども申し上げましたけれども、酒に酔っておりましたので、記憶にない状況にあります。

○藤原（恵）委員長 ちょっと深くお聞きますが、どなたに抑えられたか分からなくても、手を抑えられた記憶も全然ないんですか。

作山議員。

○作山議員 答弁いたします。

ない状況にあります。

○藤原（恵）委員長 10点目、手を抑えられたにもかかわらず、女性Aさんの胸に手の甲で触れようとしたこと、これについていかがですか。

作山議員。

○作山議員 酔っておりましたので、記憶はございません。

○藤原（恵）委員長 11点目、女性Aさん、女性Bさんのどちらかに日詰商店街飲食店で同席するよう強要したことは覚えていらっしゃるでしょうか。

作山議員。

○作山議員 やはり酔っておりましたので、その記憶はございません。

○藤原（恵）委員長 12点目になりますけれども、会場から立ち去ったのはいつ頃であったかご存じですか。

作山議員。

○作山議員 その点についても、記憶にないといえば記憶にございません。

○藤原（恵）委員長 今、12項目全てが、お酔いになって全然記憶にないということでございますが、しかし酔っていたので記憶がないということで処理できる問題でもございません。

それで、私のほうから聴取事項は以上ですが、委員の皆さんから今回の事件に関する事実確認のため聞いておきたいことはありますでしょうか。委員の皆さん、お伺いいたします。

根水委員。

○根水委員 ただいま12項目のお話を承りましたけれども、1番のマルシェに参加したことはそのとおりだと。以降については、記憶がないということでございます。

まず、一つ確認をしたいんですが、紫波町議会基本条例、この中に2条、条例の遵守ということがあります。まず、この条例の遵守について規定されておることは、この条例及びこの条例の理念に基づいて制定される条例、規則等を遵守し、議会活動を適正に進めなければならないと。

そして、この中で13条には、議員の今、問われている政治倫理関係が規定されています。議員は町民の代表として、その倫理性を常に自覚し、議員としての品位を保持するとともに、自己の地位に基づく影響力を不正に行使し、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならないということがあります。

そして、さらにこの基本条例の13条を補完する意味で、紫波町議会議員の政治倫理条例が

制定されております。この中には、第2条に議員の責務、基本条例第10条の活動原則にのっとり、町民の信託を受けた町民の代表であることを認識し、その役割及び責務を自覚するとともに、政治倫理を遵守しなければならないと、こうあるわけですが、これは我々がつくった条例でございます。

その中の議員の今回の行動について、泥酔した、酔っていたということで覚えていないということですが、そのこと自体がどういうふうな捉え方をされているのか、まずお伺いしたいことと、それからこの条例に関する遵守について、こういった規定、条例があるわけですが、これをどのように考えているのか。まず、そこをちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○藤原（恵）委員長 作山議員。

○作山議員 答弁をいたします。

先ほど、根水委員から申し上げられたとおりでございます。我々がつくった条例ということでありまして、酒を飲んでたということでありまして、私自身はやはり理性の欠如、倫理上の自覚の不足が大きな今般の原因だと自覚をしておるところでございます。

これは遵守しなければならないと、酒を飲んだから破る、遵守しなくてもいいということは決してございません。以上であります。

○藤原（恵）委員長 根水委員、何かございますか。

根水委員。

○根水委員 泥酔したこと自体には反省、自覚ということで今、お話をいただいたと思いますが、本来の政治倫理基準について、第4条で1号から10号まであるわけですが、ご本人としてはこの1号から10号のことについて抵触したという、そういうふうな思いはありますでしょうか。そこだけ確認します。

○藤原（恵）委員長 作山議員。

○作山議員 答弁をいたします。

この倫理条例の第4条に関してもある事柄、やはりこの倫理条例に抵触したと自覚をしております。

○藤原（恵）委員長 根水委員。

○根水委員 基準に抵触したということですが、先般の新聞報道に、被害者の名誉の回復という話をされておりました。

その名誉回復という意味、これはどのように捉えた中での発言だったのか、その真意を

お伺いします。

○藤原（恵）委員長 作山議員。

○作山議員 今は、発言は控えさせていただきたいと思います。

最後に、私からの弁明なり発言があると思いますので、その際に私からはっきり述べさせていただきたいと思います。

○藤原（恵）委員長 よろしいですか。

○根水委員 はい。

○藤原（恵）委員長 戸塚委員。

○戸塚委員 私は、真実が知りたいと思っています。

その意味で、2点確認をさせていただきます。

審査請求書を議員の方々に弁明をもらうときに、ある方から受付の女性を注意しただけだというようなことを話したと。また、ほかの方からは、肩に触れただけだと。そういったことを話したと。ということは、記憶があったのではないかなというふうに私は思っております。

その意味で、全項に対して記憶がないとおっしゃっておる。私は真実が知りたいので、その確認をさせていただきたいと思います。

○藤原（恵）委員長 作山議員。

○作山議員 その点については、私は言った覚えはありません。全然、私はその点については分かっておりません。

○藤原（恵）委員長 よろしいですか。

そのほか、委員の皆様からお聞きしたいことは。

北條聡委員。

○北條（聡）委員 まずもって、作山議員が弁明というか、議会に対して釈明というか、そういったことはないのか、その辺を伺いたいと思います。

○藤原（恵）委員長 作山議員。

○作山議員 釈明というかでございますけれども、今日は事実確認ということでございますが、最後に弁明の発言ということがあると思いますので、その際にはっきり申し上げたいと思いますし、機会とありましたけれども、なかなか弁明の機会というか、謝罪の機会がございませんでした。それで今日、最後にはちゃんと説明し、謝罪もしたいと思っておりますので、すみませんが、最後にそのような形にさせていただきたいと思います。

○藤原（恵）委員長 よろしいですか。

そのほか、委員の皆様から聞きたいことはございますか。

戸塚委員。

○戸塚委員 すみません、真実を伺いたいということで、先ほども伺った件は、言った覚えがないということでございました。

では、私は町民を代表して質問させていただきます。

ある方々、数名からお話を、真実が知りたいということも含め、こういった内容なのかということで、私も聞かれた件でございます。

今回の件が出て、新聞報道が出て、作山議員は地元を歩いた際に、ある議員にはめられたというようなことを話しているというようなことで、一体それはどういうことなのか。それが真実なのか、根拠があってそういうことを言っているのか、それを聞いてくれというような話も伺っております。

この場ではどうかなというふうにも思いましたけれども、たくさん傍聴者もいらっしゃる中で聞いておきたいなというふうなこともあります。もし、それが虚偽であれば、名誉棄損に値するし、虚偽な事項を言って歩くのあれば、本当に政治倫理に反している、私はそのように思って伺わせていただきたいと思います。

○藤原（恵）委員長 作山議員。

○作山議員 答弁をいたします。

その件については、私から申し上げたことはありません。いろいろと今、各所に相談はしておりますけれども、発言、それから行動制限が制約されております。そのようなことは、全く言ったことは私はありません。

○藤原（恵）委員長 戸塚委員、よろしいですか。

○戸塚委員 はい。

○藤原（恵）委員長 そのほか、ございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原（恵）委員長 それでは、委員の皆様からは、皆さんある方はおっしゃったということで、ここで作山秀一議員に今回の事件について何か発言したいことがありましたらどうぞ。  
作山議員。

○作山議員 委員長から発言の機会をいただきました。

本日の審査に関し、大変ご迷惑をおかけし、大変申し訳ございません。

10月20日、議会運営委員会において、今般の事柄について経過の説明を申し入れましたが、  
かないませんでした。

今般、審査請求書が提出され、審査を行っております。大変、ご迷惑をおかけした相手の  
方が明らかになるような文書になっておりましたことが、相手の方に大変申し訳ないと思っ  
ております。

また、私といたしましては、事実関係の確認が十分できず、詳細を申し上げることが困難  
なところであります。

現在、相手の方の関係者に対しまして、おわびを申し上げる機会を早急をお願いをしてい  
るところであります。

酒席の会場においての私の理念の欠如、倫理上の自覚の不足が大きな原因であります。

私は、先ほど申し上げましたが、酒を飲んで相手の方に大変迷惑をかけました。また、そ  
の場に関係者の方もいて、目撃された方もおります。その方に対しても、大変申し訳がござ  
いませぬ。

私自身、記憶にない部分があります。しかし、審査請求書内容及び当日の状況から判断し、  
今回の事柄については受け止めにいたしたいと思っております。誠に申し訳ございません。

ご本人に対し、不愉快な思い、精神的な苦痛をおかけしたことに對し、心からおわびを申  
し上げますとともに、今後謝罪を重ね、誠心誠意努力し、ご本人の名誉回復に努めてまいり  
たいと思います。

最後に、今般の件に関しては、紫波町議会の名誉を傷付けることになり、心からおわびを  
申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。以上であります。

○藤原（恵）委員長 以上で本日の事件当日の行動についての聴取を終了したいと思います  
が、委員の皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○藤原（恵）委員長 それでは、作山秀一議員は退場願います。

〔作山秀一議員 退場〕

————— ◇ —————

#### ◎事実の確認・認定について

○藤原（恵）委員長 それでは、ただいまの3番の事実の確認・認定についてでございますが、事件当日の行動、行為について聞き取りを行いました、政治倫理基準違反の確認するに足るものであったか、委員の皆さんの意見をお聞きます。

もう一度、当日の行動と行為が政治倫理基準違反の確認に足るものであったかどうか。それはつかめなかったという現実であったような気がいたしますが、いかがですか。全てが分からないという……戸塚委員。

○戸塚委員 確かに、請求書内容については、お酒に酔って覚えていない、記憶がないということでございますけれども、条例の第4条の1号のほうにも、その品位、名誉を損なうような行為を慎むこととあります。これには明らかに違反しているものだというふうに思います。ですので、政治倫理条例に違反するものだと私は思っております。

○藤原（恵）委員長 高橋委員。

○高橋委員 ほとんど記憶にないということでございましたので、そして――  
――  
――  
――

今回、認定には厳しいのであれば、やはりそちらの被害に遭われた方の事情もお伺いしたほうがいいのではないかと思います。

○藤原（恵）委員長 北條委員。

○北條（聡）委員 先ほど、調査の流れの中で、被害者の方のお話も伺うということでございましたので、今の高橋委員のところはちょっと不足なところがあるかなと思うんですが、今回、作山議員が、記憶のないところだけでも今回は受け入れるというふうなことから、やはり被害者の方の事情も説明も十分聞いた上で、もともとというか、倫理条例には違反しているとは思いますが。ですけれども、委員各位にそれぞれ温度差があると思いますので、やはりある程度、被害者の状況も聞いた上で、いろいろと判断していきたいというふうに思います。

今日のところは、十分、倫理条例には違反しているというふうに思います。

○藤原（恵）委員長 熊谷委員。

○熊谷委員 北條聡委員の意見に全く賛成ではありませんけれども、やはり相手の方の意思というのも大事だと思いますので、そこはやっぱり慎重に、ご本人たちのを確認しながら、こういったオープンなスペースがいいのか、それとも別の小さいスペース、限られた人数でいい

のか、その辺をちょっとご本人たちの声も聞き、意思を確認しながら進めていただきたいというところで、その進め方に対して意見をしたいと思います。

あとは、北條聡委員と同じ意見です。

○藤原（恵）委員長 全くそのとおりですね。私も、もし自分であったら、また自分の子供で、娘であったらという考えであったら、これは到底、公然の場に出て、それを証明するということは、また再度、残酷なことをさせるというか、本当にこれはよく慎重にしなければいけないことであろうと思ってございます。

また、もう一つあれなのは、そこに同席していた方もいらっしゃるようですし、また男性の方で、そこにいらした、近くにいらした方もいらっしゃるようでございますので、等々考えさせていただきながら調査をしてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

戸塚委員。

○戸塚委員 その女性に確認をしておりますが、この内容は多くの方々に知っていただいて、議員さん全員に知ってほしいということも申し上げて、承っております、私のほうで。

ですが、今、熊谷委員おっしゃったように、その配慮もやはり当初とまた気持ちが随分と、かなり参っているようにも伺っています。どんどん時間経過がある中で、彼女はもう夜も眠れないと、食欲も落ちているらしいと。そういった中で精神的にかなり参っている状況で、当初は議員皆さんにというような話もありましたけれども、今は少し、もっともっと気持ちが大きく傷ついているのかもしれないので、そのあたりは配慮をしながら進めていただきたいなと思います。

ただ、本人の意向を尊重していただいて、もし当初以来のその思いがあって、皆さんに伝えたいということが今もなおあるのであれば、彼女の意見を尊重していただきたいというふうに思います。

皆さんに知っていただきたいのは、今回の苦痛で彼女は眠れず、食事も取れず、仕事も辞めようかというようなことも進めているというようなことをご理解いただきたいと思います。

○藤原（恵）委員長 根水委員。

○根水委員 今、高橋委員の発言を聞いて、ちょっと疑問に思ったのですが、――――

――――

――――

――――安

易にそういったことを言うこと自体は、私は取り消していただきたいなという思いでござい



ます。

それから、今回の流れで、本人は覚えていないけれども受け止めると、こういう倫理規定を受け止めるという話でございましたけれども、これはやっぱりはっきりするべきなことだろうというふうに思います。身内に甘いというふうなことになるように、やはり自浄能力を発揮して、ここはきっちりとした解決を望みます。以上。

○藤原（恵）委員長 そのほか、委員の皆さんからございませんか。

阿部美佳子委員。

○阿部（美）委員 本日のこの政治倫理審査、この場というものは、やはり事実認定をしっかりとしなければならぬ場であると思います。

今日は、作山議員からの事情聴取ということでありましたけれども、やはり議員全員がしっかりした事実を確認する必要、これはほかの委員からもありましたけれども、それをしっかり認定した上で、我々議員としての判断をしっかりと持っていかなければならない。そして、やっぱり作山議員、酒を飲んでいて分からなかった、分からないほど外で飲む、そのこと自体がもう議員としての倫理違反ということにもなると私は思います。とんでもないことだと思います。

そして、やはり傷ついた女性、心の傷というのはそんな簡単に癒えるものではございません。やはり、そういうことをしっかりとご本人に認識していただかなければいけない。本当にそういうことは、議員であるとともに人間として当然のことだと思います。人として、議員として、全ての立場として必要なこととなると思いますので、やはりこの特別委員会においては、しっかりとした結果を出さなければいけない場だと思います。

それで、やはり私としても、被害女性の方、どのような気持ちであったのか。やはり、このような公の場で話すことということは、私としてもちょっと心苦しいものがあります、それを要請することに対しては。やはり、それにつきましても、今後よい状況というか、どういうふうな手段を取るかは分かりませんが、十分な配慮をした上で、やはりしっかりとした結論を出す、特別委員会を進める、それが必要だと私は思います。以上でございます。

○藤原（恵）委員長 佐々木委員。

○佐々木委員 私も、ただいまの阿部美佳子委員と同じで、守られるべきはまずは被害者の女性の心情であり、お気持ちだと思います。

ただいまこの場に、何と言っているのか分からないのですが、酒を飲んで分からなかったとか、そういう発言をすることが、本当に倫理上、状況では非常に残念でございますが、そ

の中で認否がしっかりしていない状況で、もしも被害者の方がこの場においてになるようなことになって、大衆の面前にならないような形で、特段の配慮をした上で、必要であれば事情の聴取があると思いますが、その部分では被害者の方の人権及びお気持ちを配慮していただきたいと思いますし、今回のことに関しては、我々議員一同、肝に銘じて、このような事件を起こしてしまったということも踏まえ、自浄努力もしていかなければならないと思っておりますので、委員会の中でその点も考えていきたいと思っておりますので、ご配慮よろしく願いいたしたいと思っております。以上です。

○藤原（恵）委員長 そのほか、委員の皆さんからございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原（恵）委員長 では、本来、議員は安心のまちをつくるために、議員としてなっているわけでございますので、それが町民の皆さんに恐怖と、そして心配、夜も寝られないようなどん底に陥らせるという、そんなことは絶対にあってはならないことであります。

今回の第2回の審査に関する内容といたしましては、到底、こういうことであったのかということを確定する、何も得ることが本人からは出ませんでした。

よって、次の第3回の政治倫理審査に関する特別委員会が必要であろうと捉えておりますが、皆さんその計らいでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤原（恵）委員長 それでは、本日は残念ながら当事者からはしっかりとご答弁を一つも得ることができませんでしたので、第3回の特別委員会にかけてまいりたいと思っております。

また、第3回の特別委員会は、被害者のご本人、そして周りの方々のご配慮を十分にしながら、審査を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

————— ◇ —————

#### ◎閉会の宣告

○藤原（恵）委員長 本日は大変にご苦労さまでございました。

閉会 午前10時48分